狩猟解禁に合わせパトロールを実施します

令和８年 11 月 15 日（日）の狩猟解禁日に合わせ、狩猟者に対し狩猟マナーの徹底及び事故・違反の未然防止の指導、地域住民への注意喚起を行います。

１　狩猟期間

令和８年 11 月 15 日（日）～令和９年２月 15 日（月）

・ニホンジカ及びイノシシのわなによる狩猟は、令和９年３月 15 日（月）まで。

・２月 16 日から３月 15 日の期間中、わなにかかったニホンジカ及びイノシシを銃の狩猟者登録をしている方が「止めさし」をする場合に限り銃器の使用が可能です。

※止めさし：銃器や刃物を使用してとどめを刺すこと。

２　狩猟解禁日パトロール

（１）日時　令和８年 11 月 15 日（日）午前６時から午前９時頃まで

（２）巡視場所

A 班　岡谷市、下諏訪町　（午前６時岡谷市役所集合）

B 班　諏訪市　（午前６時諏訪市役所集合）

C 班　茅野市　（午前６時茅野市役所集合）

D 班　富士見町、原村　（午前６時富士見町役場集合）

※状況により集合時間等が変更になる場合がありますので、事前にお問合せください。

（３）巡視者　県鳥獣保護監視員及び諏訪地域振興局林務課職員

※管内各市町村と連携の上実施します。

（４）内容

・狩猟者に対する狩猟マナーの徹底及び安全狩猟の指導

・主に猟場周辺の地域住民に対する狩猟解禁の周知及び注意喚起

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0
~大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために~

[長 野 県 総 合 5 か 年 計 画 推 進 中]

（問合せ先）
長野県諏訪地域振興局
林務課林務係　高井、伊藤
TEL：0266-57-2919（林務係直通）
0266-53-6000（代表）　内線：2392
FAX：0266-57-2948（林務課内）
E-mail：suwachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp